

鳥取県障害者施策推進協議会について

1 障害者施策推進協議会について

(1) 設置根拠

- ア 障害者基本法第 36 条
- イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条
- ウ 鳥取県障害者施策推進協議会条例

(2) 所掌事務

ア 障害者基本法第 36 条第 1 項各号に掲げる事務

- ① 県障害者計画の策定に当たって、意見を述べること（第 1 号）
- ② 県の障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視すること（第 2 号）
- ③ 県の障害者施策の推進について関係行政機関の連絡調整を要する事項を調査審議すること（第 3 号）

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条第 1 項・第 2 項に掲げる事務

- ① 精神保健福祉に関する事項を調査審議すること（第 1 項）
- ② 精神保健福祉に関する事項に関して知事の諮問に答えること、知事に意見を具申すること（第 2 項）

2 鳥取県障害者施策推進協議会の委員について

(1) 組織等

人数	20人以内
構成	① 学識経験者 ② 障害者関係団体の役職員 ③ 障害福祉サービス事業を行う者 ④ 関係行政・教育委員会機関の職員
任期	2 年（R4.3.15～R6.3.15まで）
任命方法	知事が任命

(2) 委員構成（合計 20 名）

① 学識経験者	3 名
② 障がい者関係団体	11 名
③ 障害福祉サービス事業所	3 名
④ 行政・教育委員会職員	3 名

(3) 報酬等

出席 1 回につき報酬 10,200 円（源泉徴収別途）。

旅費は実費支給。

※行政・教育委員会職員は無報酬（旅費無）。

鳥取県障害者施策推進協議会条例（昭和 47 年鳥取県条例第 4 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、鳥取県障害者施策推進協議会の設置に関し必要な事項を定めるとともに、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 3 項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 3 項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 本県の障害者の福祉に関する事項の調査審議等を行わせるため、鳥取県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者基本法第 36 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条第 1 項及び第 2 項に掲げる事務

（組織）

第 4 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者関係団体の役職員
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、前項第 4 号に掲げる者のうちから任命される委員を除き、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（雑則）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

鳥取県障がい者プランの改定について

令和5年6月30日 障がい福祉課

- 本県では、障害者基本法に基づく「障がい者計画」、障害者総合基本法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一括して、「鳥取県障がい者プラン」として運用。
- 障がい者計画は9年ごと、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年ごとに見直しを行うこととしており、令和5年度中に各計画の見直しを行う予定。
- 見直しに当たっては、鳥取県障害者施策推進協議会、鳥取県地域自立支援協議会などを通じて障がい者団体等のご意見を伺うとともに、パブリックコメント等を実施し意見を聴くことを検討しているが、障害者施策推進協議会においては、主に「障がい者計画」部分の見直しについてご議論いただく予定。

1 鳥取県障がい者プランの概要

- 本県では、障害者基本法に基づく「障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一括して、「鳥取県障がい者プラン」として運用。

- ・障がい者計画：各分野の障がい関連施策の基本的な事項や理念を規定（9年毎に見直し）
- ・障がい福祉計画：障害福祉サービスのうち、障がい者に係るサービス見込量や提供体制等を規定（3年毎に見直し）
- ・障がい児福祉計画：障害福祉サービス等のうち、障がい児に係るサービス見込量や提供体制等を規定（3年毎に見直し）

- 次期プランは令和6年度から令和14年度までの9年間とし、そのうち障がい者計画は令和6年度から14年度までの9年間を見据えた施策の方向性、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度の3年間を目標にサービス見込量等を設定。

※なお、障がい者計画はスパンが長いことから、社会情勢等の動向を踏まえながら、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直し時期に合わせ、必要に応じ見直しを実施。

	H27～29	H30～R2	R3～5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画 (障害者基本法)	第3期障がい者計画			第4期障がい者計画								
障がい福祉計画 (総合支援法)	第4期	第5期	第6期	第7期								
障がい児福祉計画 (児童福祉法)		第1期	第2期	第3期								

2 鳥取県障がい者プランの見直しの進め方

プラン改定に当たっては、以下スケジュールのとおり、第1回協議会（今回）において、プラン骨子案を検討いただき、第2回協議会（次回開催）で、改定素案をご検討いただく形で進めたい。

<プラン改定スケジュール（案）> ※現時点の見込みで、変更の可能性あり

- ・(R5.6.30) 第1回県障害者施策推進協議会（今回）→ プラン骨子案の検討 ※以後、ご意見を踏まえ骨子を確定
- ・(R5.10～11) 第2回県障害者施策推進協議会 → プラン(障がい者計画部分)素案の検討 ※以後、ご意見を踏まえ素案を修正
- ・(R5.12～R6.1) パブリックコメント実施
- ・(R6.1～2) 必要に応じて第3回県障害者施策推進協議会 → パブリックコメントを踏まえたプラン最終案の検討
※状況により書面による開催の可能性あり（書面による意見聴取）
- ・(R6.3) プラン完成 → 各委員へ完成版を報告

※なお、障がい者プランのうち、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、上記スケジュールと並行して県地域自立支援協議会において検討

3 鳥取県障がい者プランの見直しの方針等

(1) 障がい者計画（主に県障害者施策推進協議会で議論）

- 障がい者のための施策の基本的な計画として国が定める、「障害者基本計画」（第5次：令和5年3月改定）をベースとしつつ、近年の状況変化等、以下の点を踏まえ改定を実施。
 - ・ 直近の法改正、障害者権利条約に基づく国連勧告（令和4年9月）、県支え愛条例（令和5年1月）の理念等
 - ・ 社会情勢の変化（障がい者を取り巻く環境等の変化、県が重点的に進める取組等）
 - ・ 障がい者のニーズ・実態調査結果
 - ・ 各協議会における意見等（今後協議会において意見聴取）
- その上で見直しに当たっては、総合的・横断的に反映すべき内容と、各分野別施策に反映すべき内容に整理。

(2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（主に県地域自立支援協議会で議論）

- 各自治体が当該計画を定めるに当たっての基本的な方針として国が示す、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月告示）に即し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や各区域・各年度におけるサービス見込み量等について改定を行う。
- 各市町村と連携しながら、国告示において設定することが適当であるとされている、成果目標（当該計画において必要な提供体制の確保に係る目標として設定）、及び活動指標（成果目標を達成するために見込む必要なサービス量等）等を策定する。

(3) その他

- 国の「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（可能な限り計画の一元化）の方針が示されたことを受け、「工賃3倍計画」及び「障がい者アート計画」について、障がい児者に関する内容を総合的・横断的に規定している「障がい者プラン」に一元化。
 - ※ 今回の一元化は、これまで個別に作成していた計画の内容等を後退させる趣旨ではなく、あくまで効果的かつ効率的な計画行政を図っていく上での対応。必要な内容等は「障がい者プラン」に盛り込む方針。
 - ※ なお、一元化する計画の内容は、これまでの策定経緯等も踏まえ、まずはそれぞれの検討会等で内容を議論いただき、最終的に障がい者プランに取り込んでいく形で進めていく方針。

4 障がい者プランの見直しの骨子（案） 等

(1) 基本理念：「共に生きる社会の構築」（現行と大きな変更なし）

障がい者プランは、障害福祉サービスだけでなく、医療、情報アクセス支援、教育、スポーツ・文化芸術、防災・防犯対策、雇用・就業など、幅広い分野において、障がい児者が地域で自立した生活を送るための支援をするとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人々が等しく地域社会で自分らしく安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、鳥取県が取り組むべき計画的かつ総合的な計画とする。

(2) 基本目標：「共に生きる地域社会の構築」の実現に向けて、次の3つを基本目標とする。（現行と大きな変更なし）

○ 地域で安心して暮らす

- ⇒「地域における在宅サービスなどの障害福祉サービス及び相談支援体制の整備」
- ⇒「地域生活を支えるための地域包括ケアシステムの構築」
- ⇒「重度障がい児者の地域生活を支える環境の整備」
- ⇒「サービス提供者等の人材確保及びサービスの質の向上」
- ⇒「親亡き後を見据えたグループホーム等の整備及び成年後見の充実」
- ⇒「バリアフリー化の推進」
- ⇒「障がい児者が安心して暮らせる防災対策及び防犯対策の推進」 等

○ 地域で学び、働き、社会参加を促進する

- ⇒「全ての障がい児者の情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実」
- ⇒「手話言語条例に基づく施策の推進と手話の魅力発信」
- ⇒「インクルーシブ教育の推進等」
- ⇒「障がい者雇用の推進」
- ⇒「福祉的就労の底上げ及び一般就労への移行促進」
- ⇒「障がいの有無や特性に関わらず文化芸術・スポーツ活動に共に参加できる環境整備」 等

○ 共に暮らす社会への実現

- ⇒「あいサポート運動の更なる普及に向けた機運醸成」
- ⇒「障がいを理由とする差別の解消及び虐待防止及び権利擁護の推進」
- ⇒「合理的配慮の普及啓発の促進」
- ⇒「社会的障壁の除去に対する支援」 等

(3) プランへ総合的・横断的に反映する内容

プランには、国の第5次障害者基本計画（令和5年3月改定）の内容、障害者権利条約に基づく国連勧告内容（令和4年9月）、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例（令和5年1月制定）に基づく理念等を踏まえ、以下の点について総合的・横断的に盛り込む。

項目	内容
障害者差別解消法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者に対する合理的配慮の義務化(R6.4)を踏まえた事業者への意識啓発、必要な措置、取組の実施 ・あらゆる活動分野における、全ての障がい者に対する合理的配慮の提供の確保
緊急時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に提供される避難所や仮設住宅の確保 ・緊急時に、全ての障がい者が利用しやすい機器等で必要な情報が得られる体制の確保
新たな生活様式への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を契機とした ICT 機器の積極的な導入と活用 ・感染症拡大によりコミュニケーション方法の制約が生じた場合における情報取得等に対する対応・配慮 ・非常時において、障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意した取組の実施
持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs 実施指針に掲げる包摂性・参画型の原則も踏まえた、関係者が一体となり取り組む共生社会の実現に向けた取組の推進
アクセシビリティ向上に資する	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的障壁除去の観点から、移動支援、情報提供、意思疎通、意思決定支援等においてア

技術の利活用推進	クセシビリティに配慮した ICT を始めとする新たな技術の利活用の検討、積極的導入の推進 ・デジタル共生社会実現に向けたデジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備促進
PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進	・各施策の進捗状況の点検の充実と更なる取組の推進
障がいのある女性、子供及び高齢者に配慮した取組の推進	・複合的に困難な状況に置かれた障がいのある女性、子ども、高齢者に対する、きめ細かい配慮を念頭に置いた施策の策定、実施
障害者権利条約に基づく国連勧告への対応	・障害者権利条約に基づく日本に対する国連勧告について、国全体の動向や対応等を踏まえながら、必要な取組の速やかな実施
鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づく取組の推進	・「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」(R5.1.1 制定) の理念に基づき、援助を行う者、援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支えあう温もりのある社会づくりのための取組の推進

(4) 各分野ごとの施策へ反映する新規・拡充項目等 (障がい者計画部分)

- 上記の総合的・横断的に反映する内容に加え、主に R3 以降の社会情勢、法令改正の動向を踏まえた県の取組の他、今後県として取り組んでいく方向性について、各分野別施策に新たに追加又は拡充する主な観点は以下のとおり。
- なお、各分野別施策の取組について、従前から取り組んでいるものは引き続きプランに位置づけ、必要な修正等を行う。
- また、前述のとおり、これまで障がい者計画とは別に作成していた、「工賃3倍計画」及び「障がい者アート計画」について、それぞれ「6 雇用・就業等」、「8 文化・芸術等」の項目へ盛り込み、プランに一元化する。

1 生活支援相談支援体制の充実・強化等

取組内容 (下線部が新規・拡充要素部分)	新規・拡充内容 (主なもの)
○相談支援体制の充実・強化等、○在宅サービス等の充実、○障がい児支援の充実、○ (新)重度障がい児者の支援強化 、○サービスの質の向上等、○人材の育成・確保、○福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成 (現行計画の主な取組) 計画相談支援の推進、GH,短期入所等の整備促進、児童発達支援センターによる地域支援の充実、従事者養成研修の実施、福祉専門職に係る奨学金制度の実施、難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保や新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備 等)	○(新)重度障がい児者の支援強化 ・強度行動障がい児者への総合的支援 ※障害者総合支援法一部改正 (R6.4 施行) ・医療的ケア児者への総合的支援 ※医ケア児支援法制定 (R3.9) ○障がい児支援の充実 ・児童発達支援センターの役割・機能強化 (児発センターの中核的機関としての位置付、インクルーシブな子育て推進) ・障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組み構築 (県主導の移行調整スキームの構築) ※児童福祉法一部改正 (R6.4 施行) ・きこえない・きこえにくい子ども等への支援体制の構築 (サポートセンター「きき」の設置による切れ目のない支援) ○人材育成・確保 ・鳥取県障がい福祉人材育成ビジョン(R4.3)に基づいた人材育成等の推進

2 保健・医療

取組内容 (下線部が新規・拡充要素部分)	新規・拡充内容
○ 保健・医療の充実等 、○ 精神保健・医療の提供等 、○人材の育成・確保、○難病に関する施策の推進、○障がいの原因となる疾病等の予防・治療 (現行計画の主な取組例) 医療ケアが必要な重度障がい児者への在宅支援、精神障がい者への適切な医療提供、多職種・他機関の連携体制づくりの促進による入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行の推進と地域生活	○精神保健・医療の提供等 ・精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携の推進 (モデル事業で実施した多職種・多機関連携の取組の全県的な展開による、精神障がい者の地域生活の支援) ○保健・医療の充実等 ・訪問看護体制強化 (在宅医療体制推進による在宅生活の支援)

継続の支援、難病患者への支援（医療・福祉・相談）、生活習慣病対策 等）	
-------------------------------------	--

3 安心・安全

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○防災対策等の推進、感染症等への備え、○防犯対策の推進、○消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> <p>（現行計画の主な取組例） 避難所のバリアフリー化、緊急情報のバリアフリー化（あんしんトリプルメール利便性向上等）、県のガイドラインによる入所施設等の新型コロナウイルス感染予防・拡大防止の実施、避難行動や避難所における配慮、平時における対象者の把握、「メール110番」の周知、消費者教育・啓発の推進 等）</p>	<p>○防災対策等の推進、感染症等への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画策定の更なる促進、支援 ※災害対策基本法一部改正（市町村における個別避難計画策定の努力義務化）(R3.5) ・全ての障害福祉サービス事業所におけるBCPの策定、必要な研修及び訓練実施の義務化

4 情報アクセス・コミュニケーション支援

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○<u>情報アクセス・コミュニケーション支援の充実</u>、○<u>情報提供の充実等</u>、○<u>意思疎通支援の充実</u>、○行政情報の配慮、○<u>手話言語条例に基づく施策の展開</u></p> <p>（現行計画の主な取組例） ICT 講習会の実施、ロービジョンを含む視覚障がい者等が情報にアクセスしやすい環境整備、手話通訳者等の養成・派遣・イベントへの配置、手話パフォーマンス甲子園を通じた情報発信、点字や音声等によるアクセシブルな書籍等の充実や人材育成等読書バリアフリー環境の整備、失語症者の意思疎通支援者の育成と失語症者の社会参加推進 等）</p>	<p>○情報アクセス・コミュニケーション支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した情報アクセシビリティの更なる向上（ICT相談窓口、レルクリア、UDトークアプリ、電話リレーサービス、コード化点字ブロック等） ※情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法制定（R4.5） <p>○情報提供の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書バリアフリー環境の一層の整備促進（マルチメディアデジ図書促進の取組、ボランティアスキルアップの取組） ※県読書バリアフリー計画策定（R3.3） <p>○意思疎通支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失語症者の社会参加推進（意思疎通支援者の派遣などアウトリーチ的支援） <p>○手話言語条例に基づく施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話フェス開催を通じた更なる手話の普及（これまで手話に触れる機会がなかった方も含めた手話の魅力発信） ※手話言語条例制定10周年

5 生活環境

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○住宅の確保、○公共交通機関のバリアフリー化の推進、○公共的施設等のバリアフリー化の推進、○<u>福祉のまちづくりの推進</u></p> <p>（現行計画の主な取組例） 障がい者が安心して生活できる住宅の確保・建築物の整備促進、民間建築物バリアフリー補助制度の拡充、ハートフル駐車場の設置促進、等）</p>	<p>○福祉のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者等がより利用しやすい施設の整備基準を策定（高齢者・障がいの種類に応じたバリアフリー整備基準の拡充、UDアドバイザー派遣制度・UD認証制度・情報通信技術の活用等の基準を創設） ※県福祉のまちづくり条例改正（R4.10）

6 雇用・就業等

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○障がい者雇用の促進、○特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進、○総合的な就労支援、○障がい特性に応じた就労支援、○工賃向上に向けた取組、○年金・手当等</p> <p>（現行計画の主な取組例） 労働局と連携した雇用推進要請、好事例集作成等による企業啓発、・ジョブコーチ養成や職場内で障がい者に寄り添うサポーター養成等を通じた職場定着支援、障がい者のニーズや特性に応じた働き方の支援、在宅就業やICTを活用した就業など多様な働き方を進めるための相談、コーチングや技術的支援等アウトリーチ対応も含めた支援環境作り、工賃水準向上への取組 等）</p>	<p>○障がい者雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな法定雇用率設定（令和8年度までに2.3%→2.7%へ段階的引上げ）に伴う対応 ※障害者雇用促進法に基づく令和5年度からの雇用率の設定(5年ごとに設定) <p>※これまで別途作成していた「<u>工賃3倍計画</u>」を、<u>新たな工賃向上プランに改定した上で当計画へ一元化</u></p>

7 教育、スポーツ

※従前、当該項目に含まれていた「文化・芸術」について、以下「8文化・芸術」のとおり、別項目で設定。

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○教育、○<u>スポーツ等の推進</u></p> <p>（現行計画の主な取組例） 特別支援教育の更なる推進、障がい者が楽しみながらスポーツを継続できる環境整備、障がい者スポーツを推進する指導人材の育成 等）</p>	<p>○スポーツ等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デフリンピック2025東京大会開催を契機とした更なる障がい者スポーツの推進

8（新）文化・芸術活動

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>（現行計画の主な取組例） 障がい者アート常設展示拠点の支援を通じた活動の場の提供、東京オリンピック・パラリンピックを契機に各都道府県と連携してスタートした障がい者の文化・芸術活動の振興の取組を引き続き推進 等</p>	<p>※これまで別途作成していた「障がい者アート計画」を改定した上で、<u>当計画へ一元化</u></p>

9 差別の解消及び権利擁護の推進

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○障がいを理由とする差別解消の推進、○障がい者虐待防止の促進、○権利擁護の推進、○行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等</p> <p>（現行計画の主な取組例） 障がいを理由とする差別解消や障がい者虐待防止のための施設職員等への指導・啓発等の実施、障害者の権利擁護に対する意識啓発の推進 等</p>	<p>○障がいを理由とする差別解消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別解消の一層の推進（民間事業者の合理的配慮の普及啓発の推進） ※障害者差別解消法一部改正（民間事業者の合理的配慮義務化）(R6.4) ・県地域自立支援協議会に設置した権利擁護部会において、課題解決に向けた横断的な議論の展開

10 あいサポート運動の推進

取組内容（下線部が新規・拡充要素部分）	新規・拡充内容
<p>○<u>あいサポート運動の推進</u>、○障がい及び障がい者理解の促進、○ボランティア活動等の推進</p>	<p>○あいサポート運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート運動15周年を見据えた取組の一層の推進（あいサ

(現行計画の主な取組例) あいサポート運動の周知・広報、より実践的なあいサポート運動の実施・普及、障がいの有無にかかわらず地域で共に暮らしていける社会づくり 等	ポータルシンポジウム開催、あいサポーター研修教材の刷新等)
---	-------------------------------

<参考> (令和3年度以降(前回改定以降)の主な関係法令の改正状況)

施行	関連法令等	主な内容
R3.3	県読書バリアフリー計画策定	読書バリアフリー法の施行(R1.6)に基づく、読書バリアフリー計画を策定し、視覚障がい者等の読書環境整備の取組を規定 等
R3.4	バリアフリー法一部改正	公共交通事業者等に対するソフト基準順守の義務化、国・地方公共団体、施設設置管理者等の責務として、車両の優先席確保等を規定 等
R3.9	医療的ケア児支援法成立(R3.6)	医療的ケア児やその家族の日常的、社会的生活を支援するため、国・地方公共団体等の支援措置を籍うとして規定 等
R4.5	情報アクセス法成立(R4.5)	国・地方公共団体が、全ての人が障がいの有無に関わらず、等しく情報を取得できる施策を実施する責務を規定 等
R6.4	障害者差別解消法一部改正(R3.5)	民間事業者の合理的配慮の不提供禁止について義務化(R6.4) 等
R6.4	児童福祉法一部改正(R4.6)	児童発達支援センターが地域の中核的役割を担うこと、児から者への移行調整の責任主体(県)の明確化 等
R6.4	障害者総合支援法一部改正(R4.12)	障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援体制充実や、多様な就労ニーズへの支援、精神障がい者のニーズ等に応じた支援体制の整備等を規定 等
R6.4	障害者雇用促進法一部改正(R4.12)	障がい者の雇用率算定基準の見直し 等
R6.4	精神保健福祉法一部改正(R4.12)	地方公共団体が行う精神保健に関する支援相談について、精神保健に課題を抱える者も対象とすることの明確化 等

令和4年度福祉に関するアンケート調査（ニーズ調査）の実施結果について

令和4年9月から、65歳未満の県内の障がいのある方等を対象に実施してきた福祉に関するアンケート調査（ニーズ調査）について、以下のとおり集計が完了したので報告します。本調査によって得られた分析結果は、市町村・関係部署等と共有し、今後の施策の検討等に活用していきます。

1. 調査の実施方法等

- ・障がい者手帳や自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証をお持ちの65歳未満の方、65歳以上の障害福祉サービス受給者等を対象に調査を実施。
- ・在宅で生活している対象者に対しては市町村を経由して御自宅に郵送、入院・入所者等に対しては病院・施設等を経由して御本人に手交。（回答は原則御本人によるが、御本人の回答が難しい場合、家族又は介助者等が御本人の意思をくみ取って回答。）
- ・精神障がいのある方について、障がい者手帳や自立支援医療受給者証の取得割合が必ずしも高くないことから、精神科を有する医療機関に調査票を配架いただき希望者に調査協力いただく形式も並行して実施。

2. 送付・集計結果

- ・送付数：約22,829部 ・回収数：約8,547部 ・回答率：約37.4%

3. 集計分析結果例

(1) 前回アンケート調査（平成26年度調査）との比較（主な項目）

○前回調査と同じ質問の回答結果を比較すると、以下のような特徴がみられた。（詳細は下記表を参照）

- ・平均年齢は下がっている一方で、介助者の平均年齢は横ばい、平均支援区分は高くなっている。
- ・障害福祉サービスの利用、一人暮らしやグループホームでの生活（地域移行）、一般就労が進んでいる。
- ・差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことが「ある」又は「たくさんある」と回答した方の割合は減っている。

項目	今回 (R4)	← 前回 (H26)
回答件数 (回収率)	8,547 件 (37.4%)	9,875 件 (39.9%)
回答者の平均年齢	45.5 歳	51.0 歳
主な介助者 (家族等に限る) の平均年齢	57.8 歳	57.2 歳
一人暮らしをしている者の割合	12.8%	10.6%
グループホームで暮らしている者の割合	4.6%	3.8%
障害支援区分の認定を受けている者の平均支援区分	3.77	3.46
障害福祉サービス等の利用者割合	36.6%	32.3%
一般就労している者の割合	37.9%	26.4%
差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことが「ある」又は「たくさんある」と回答した者の割合	12.5%	21.7%
避難訓練等に参加したことがある者の割合	49.4%	44.9%

(2) 各質問項目に係るクロス分析（主な項目）

○今後の障害福祉サービスの利用希望等に関する分析（クロス集計A）

- ・利用中サービスの年代別分析では、居宅介護、生活介護、グループホーム、施設入所支援を利用している者のうち、50歳以上が半数を占めており、特に施設入所については7割を超えている。一方、短期入所については、半数以上が35歳未満であり、相対的に若年層の利用割合が高い。（A1-1）
- ・利用希望サービスの年代別分析では、生活介護等、施設入所支援、療養介護の利用希望が、全年代的に回答数が比較的多く、「現在使っており、引き続き使いたい又はすぐにでも使いたい」の回答割合も高い傾向にある。また、就労継続支援B型の利用希望数も他サービスに比べてかなり多く、18歳以上35歳未満の利用希望が多い特徴がある。（A3-

1)

- ・多くのサービスが（65歳以上を除き）年代に比例して利用希望者数が増えるなか、短期入所（ショートステイ）等の利用希望は、（18歳未満を除き）年代が上がるにつれて利用希望者数は減っている。（A3-1）
- ・障がい種別ごとの分析では、精神障がい者と発達障がい者は、他の障がい種別と比べて、就労系サービスの利用希望の回答割合が高くなっており、就労継続支援 B 型においては知的障がい者も同様。また、知的障がい者は、特にグループホームの利用希望の回答割合が高くなっている。医療的ケアを要する児者は、居宅介護、重度訪問介護等、訪問看護、短期入所等において、利用希望の回答割合が高くなっている。（A3-3）

○ 今後の一般就労の希望に関する分析（クロス集計 B）

- ・現在、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型のいずれかのサービスを利用している者の分析では、全体として 40%以上の者が今後一般企業等で仕事をしたいと回答。就労移行支援サービス利用者では約 55%の者が、就労継続支援 A 型では約 30%の者が、就労継続支援 B 型では約 20%の者が、「一般企業等での仕事を希望しており、実際に支援環境等が整えば一般企業等で仕事できると思う」と回答している。（B1）

○ 将来の暮らし（住まい）に関する分析（クロス集計 C）

- ・現在の居住状況別の分析では、病院入院者を除き、「現在の居住状況と同様の状態を希望する」旨の回答が多かった。（C2-3）
- ・現在の居住状況が一人暮らし、家族同居、グループホームの者のうち、約 4～8%が「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」と回答している。一方、福祉施設入所者のうち約 6%が「（一般の住宅・アパートなどで）一人で暮らしたい」と、約 17%が「家族と一緒に暮らしたい」と、約 5%が「グループホームで暮らしたい」と回答している。（C2-3）

○ 災害時への備えとして必要だと思うこと（防災）に関する分析（クロス集計 D）

- ・障がい種別ごとの分析では、医療的ケアを要する児者は他の障がい種別に比べ、「障がいのある方に配慮した避難場所の設備（トイレ、電源等）」の選択肢を選んだ者の割合が全体平均の約 1.5 倍になっているなど、いずれの選択肢においても必要であると回答した割合が高くなっている。また、「障がいのある方に配慮した避難場所の確保（プライバシーの保護等）」の選択肢を選んだ者の割合を見ると、発達障がい者の割合が高くなっている。（D4-2）

(3) 自由記載欄でいただいた御意見

自由記載欄でいただいた主な御意見を別紙に記載。なお、特に御意見の多かった項目は以下のとおり。

- ・障害福祉サービス一般（グループホームの充実 等）
- ・障害福祉サービス情報の周知
- ・手当や年金、助成金（障害者年金、助成金の交付 等）
- ・仕事、就労支援（一般就労に向けた支援の充実 等）
- ・将来、住まい（親亡き後への不安、グループホームへの入居希望 等）
- ・災害対応（個別避難計画の作成 等）
- ・差別、障がいへの理解
- ・成年後見制度

4. その他

詳細な調査結果については今後、県ホームページに掲載予定。

自由記載欄でいただいた主な御意見

※順不同。誤字脱字等の形式的修正を行っている。

○ 福祉サービス等全般について

- グループホームをもっと増やしてほしい。職員の知識と経験があり、適切な対応のできる方をもっと育成してほしい。
- 夜間に世話人がついているグループホームが増えてほしい。親が急に子供の世話ができなくなった時すぐどこか利用できる場所等を知っておきたい。
- 重度障害に対応できるグループホームが多く出来て欲しい。
- 18才で卒業後通えるデイサービスの延長ができれば良いと思う。今、通っているデイサービスを卒業後も利用したい。
- 就労支援 A 型は仕事がキツイし B 型だと工賃が少ない。間になるような作業所が欲しい。
- 将来、就労継続支援(B 型)で就職すると思うが、現在の賃金が 1 万 8 千円/1 ヶ月くらいが県の平均と聞き、障害者年金と合わせても 6 万円くらいと思われる。一人で自立して生活するのは難しい。賃金上がるように行政で支援してほしい。
- ショートステイする施設が少ない。自分 1 人で何でもできる方は受け入れあるが手伝いがいる人になると限られて、どこも空きがない。利用できる場所を増やしていただきたいです。
- 一人暮らしについてサービスを受けたい。
- 就労継続支援事業の職員さんに看護師さん（もしくは看護の経験のおありのかた）を加えていただき、健康状態について専門的なアドバイスをいただけると有り難いと思う。
- 特に左足が不自由なので歩行トレーニングなど指導してもらえる場所を充実させてほしい。

○ 福祉サービス等の周知について

- どういうサービスがあるかどうしたらそのサービスが受けられるか、わかりやすく教えてくれるところが知りたい。（同意見多数）
- 大人の発達障害についてもっと情報やサービスがほしい。
- 何をするのも手続きが大変だった。もっと簡単にできないかと思っている。こう思っている人たちも多いと思う。取組も分かりにくい、もっと発信してもいいのではないかな？
- 使えるサービスがあれば行政の方から教えてほしい。手続きにとっても時間がかかる。介護と障害で連携してほしい。

○ 行政一般について

- 手帳の更新など何かと役所に行く機会が多いが、平日に休みのない人は大変だろうと思います。PC やスマホで更新手続きができるようになればと思います。
- 行政の方や病院の方にはよくしてもらっていると思います。コロナウイルスなど忙しい中ありがとうございます。
- 行政に相談してもちゃんとした結果が得られない事が多くたらいまわしになる事もある 行政窓口の人はだいたい対応が冷たい。
- 実際にあるかもしれないが各種のサービスの窓口がワンストップでできるようになれば、なっているとしたら市報や新聞等で定期的に掲載してほしい。

○ 相談支援、相談場所について

- 福祉サービス事業所や、企業等での専門相談員等を増やしてほしい。障害等が、なかなか理解されず、悩んでいる人々が、相談しやすい場所を増やしてほしい。
- 一人暮らしの人の相談場・相談会みたいなものを作ってほしい。
- 日常生活で悩み事、心配事ができた時、相談できるのが家族（妻）しかなくて今後は不安です。相談支援専門員さんがほしいです。
- 障害者本人や家族がつながることできる場所を増やしてほしい。

○ 家計や金銭的負担、助成金等について

- 障害がある事で収入が減っているため、もう少し障害者控除を考えてほしい。
- 自立支援による医療費の助成があり、大変助かっています。安心して薬を飲み病院にかかれるのでありがたいです。
- 収入がない人の医療費をもっと安くしてほしい。特別医療費などの手続きを簡潔にしてほしい。
- 障害者手帳の何等級にかかわらず、色々な支援や給付金が受けれるようにしてほしいし免除になる制度をもう少し増やしてもらいたい。
- 現在、コロナウイルスの影響で、生活の家計が苦しい障害者の方が増えていると思うので、給付金など、経済的な支援をしてほしいです。
- 障がい者手帳を更新するために2年に一度診断書を提出しなければならないのが負担に感じます。
- 指定難病になってない難病を持っているが、A型作業所を休む事が多く金銭的な援助があると良いと思っています。生活に困っている。

○ 就労について

- 一般企業等に就職するための支援を充実させてほしい。(同意見多数)
- 体調に合わせて仕事をしたいけどそうすると収入が減る。入院をすすめられたとしても仕事をしないと収入がない。お金の面で困っている。治療だけでもお金がかかるので生きやすい社会にして下さい。
- 一般企業等に就職するための支援、具体的には、情報と学習の場が欲しいです。情報では、どうやって一般企業に就職できるのか？とか実際に成功した人の情報、身体が不自由な人々にも出来る仕事の情報が欲しいです。そして、就職を達成するための学びの場があれば良いと思います。
- 障がい者採用として一般企業で勤務していたが、上司が障がいについて無知であり何か失敗すると「障がいのせいだ！」等心ない事を言われたり苦しかった。障がい者雇用とそれを支援する支援センターの連携についても疑問を持った。
- 官公庁や民間でも、障がい者雇用を進めてくださっているのでも、中での研修やステップアップ（昇給していく制度）等やりがいを感じながら仕事ができると良いと思います。そして、正社員として安定して働ける機会が得られる制度となっていてほしいと願っています。収入が低いので、老後が本当に心配です。
- 一般企業での正社員としてあつかってほしい。障害になったとたん今までの仕事をはずされ別の仕事に移転された。企業内で障害者に対して、もう少し考えて支援してほしい。
- 就労に関しては、収入とやりがいについて不安があります。(将来)一般企業で働くより、各々の特性を生かして補い合えるような空間で働けるのが良いような気がします。
- 障害者雇用の幅が狭く、自らの能力と照らし合わせた就労の選択が難しい。

○ 将来、住まいについて

- 将来親が亡くなった時が不安です。一人暮らしなのかグループホームなのか自分に向いているのはどちらなのかわかりません。そのことについていろいろ知りたいです。
- 一人になったら、グループホームに入らねばいけないと思います。
- 地域に暮らしていくのに必要なこととか、具体的にわかりやすく教えてほしい。今後、親が亡くなると、障害者だけでくらすのでどうしたらいいのか、考えてしまう。何か、必要なことがあるのだろうか。将来のことが心配だ。
- 入所を希望しているが順番待ちで入所できない。家庭状況などを配慮して順番を考えてほしい。
- てんかん発作や、排泄等日常生活上の支援等、医療面、介護面に対応が可能な入所施設の利用を希望しています。
(将来的に) 必要な支援が受けられることが優先されますが、生活の場としても、安心して穏やかな気持ちで過ごせるよう、家庭的で機能が整い、質も保持された施設が増えてほしいと思います。
- 自分の老後が不安。ヘルパーさんがしてくれるのか、施設に入るのか？
- 一人ぐらしがしたいです。

○ 教育について

- 子どもの発達に不安があるときなど、どこに問い合わせればよいか分からず困るので、困らないようにしてほしい。グレーゾーンの

子やギフトドの子に対して学校で対応できるようにしてほしい。集団生活で過ごしやすい環境づくりをしてほしい。学校に知識を持った人を増やしてほしい。

○ 恋愛、結婚について

- 精神疾患です。恋愛や結婚に希望がもちたいです。
- 異性との出会いの場が欲しいです。現時点で結婚を将来的に望んでおります。障害があっても家庭を持つことは大事。そのための支援、施策をよろしく願います。

○ 医療について

- 地域がら、専門の Dr. が少なく誰に相談していいかわからない。大きな病院が遠すぎる。緊急時、不安しかない。（どこかあきらめモード）
- 私は、血液透析をしています。会社勤めているのですが、もう少したくさん夜間の透析できる病院があってほしいです。
- 中部地区は、障害者を診て下さる医療機関が少ないです。県立の厚生病院ですべての診療科がある訳ではありません。東部、西部に治療に行かずにすませられるよう、協力いただける医療機関を増やしていただきたいです。

○ 災害対応について

- 個別避難計画についてもっと詳しく教えてほしい。（同意見多数）
- 酸素療法を受けています。いざという時に電源が確保できないと避難したくてもできません。私のように見た目は健康な人と何ら変わりなく生活していても、常に「酸素」のことを頭においておかなければならないので出来る限り自宅にとどまりたいです。もしそうすることで回りに迷惑をかけてしまうのであれば、それも心苦しいです。
- 災害にあった際ちゃんと透析がしてもらえるか不安。病院に不具合があった場合を考えると不安。
- 災害時に避難所に避難した場合、一般の避難者と一緒だとトラブルになるおそれがあるトラブルにならない様に本人が我慢した場合、ストレスにより爆発するおそれがある以上の事から災害が起きても避難する事をためらってしまう。

○ 交通、移動について

- バス停が遠く外出が難しい。タクシーは高いのでなかなか利用できない。1人でも外出しやすい環境が欲しい。
- 外食するにしても、まだまだバリアフリー化が遅れている。入店出来る店が限られている。
- 自家用車を持っていない為、スーパーなど買い物に行くのが困難なのでタクシー代等をもっと安くして欲しい。スポーツやジムに行きたい時に足がないので困っているのでなんらかの対策をとっていただきたい。
- 1人では外出できないので介助してほしいが、経済的な負担もあるので、外出できない。何かしらの助成や補助をしてほしい。
- 友達ともっと遊びたい。田舎なので家族がいなければほしい物が買いに行けない。公共のバスは慣れたら乗れると思うが、日曜日が家の近くには走っていないし、また行きたい場所も交通不便。

○ 趣味、日中活動について

- 今、外に出なくなると2年程経ち意識意欲があっても一人では何も出来ない現状がありコミュニティーの場があればと思う様になりました。行政のサービスも、必要ですが、輪を広げる事も、必要だと思います。
- 親以外との交流や買い物したり映画を見たり食事を楽しみたい。

○ 差別、障がいへの理解について

- 障害者に対する理解をもっと周辺に広め、生活しやすい社会になることを望みます。
- 一般の人から見たら精神の方は分かりづらいから、何気ない一言で傷つく場合があったりする。もっと沢山のの人に障がいの事を理解してほしい。精神の人は無理をすると身体がえらくなる事を分かって欲しい。言葉を選んで発言して欲しいのもあるし、あまり気を使わず普通に接して欲しい。

- 私は、知的障害を持っています。私が、障害になった時は、小学生の時です。社会人になって、健常者の方とともに生活をしていくなかで、やっぱり、障害に対しての、理解は、なかなか難しいです。（健常者の方が）もちろん理解して下さる方もいます。介助してくれる人がいない時、いなくなった時、とてもこまります。
- 見た目では分からない障がいがある方への「ヘルプマーク」をもっと広めてほしい。まだまだ認知度が低いので困ったときに助けしてほしい方はたくさんいると思うから。（私自身、ヘルプマークを身につけています。）

○ 成年後見制度等について

- 成年後見制度についてもっと詳しく教えてほしい。（同意見多数）
- 入院とか、住居の保証人制度をなんとかしてほしい。いわば保証人がほしい。
- 無料で相談できる弁護士の方を紹介してほしい。

○ その他、本調査について

- もっと生きやすい社会へ みなさん頑張ってください！！ 保健部ささえあい福祉局障がい福祉課さんサポートありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。このアンケートがお役に立ちますように。
- 福祉に対する質問が多かったのですが、障害に応じた質問の方が答えやすかったのでは？と思いました。視覚に障害がある為に視覚に対する質問は少ない様に思いました。
- このアンケートのサイズが大きすぎる。投函するポストまで（家から）隠して持っていくのが不便。せめて半分のサイズにならないか。福祉を専門にしている部局として配慮が足りないことに行政に対する不安を感じてしまう。
- この資料1本にしても、新しい知識や情報を得ることができました。ありがとうございました。
- もっとわかりやすいアンケートにしてください。
- 精神での自立支援を利用させてもらっています。今回のアンケートがなんで自分に届いたのか不思議でしたが、自立支援を利用していると障害というひとくりに入るのだなと感じ、障害ということに関してより身近に感じました。
- 設問の専門用語が多く、分からないことが多かったので回答しづらかったです。

障がい福祉に関する施策についての意見

資料4

障害者施策推進協議会委員名 山根 美代子 委員

全国重症心身障がい児(者)を守る会鳥取県支部理事

No	分野	1. 生活支援__(2)在宅サービス等の充実
1		<p>(項目番号 15)</p> <p>常時介護を必要とする障がい者(行動障がい、医療的ケア等)が地域で生活できるよう、日中及び夜間における支援の充実を図るとともに、医療型・福祉型短期入所、グループホーム、生活介護など在宅サービスの充実を図るため、必要な支援を行うとしているが、東部、中部における支援の実績はどうなっているか。</p>

担当課	回答
子ども発達支援課 障がい福祉課	<p>常時介護を必要とする重度障がい児者(強度行動障がい、医療的ケア等)が、地域で安心した生活を送ることができるよう、生活介護などの在宅サービスの充実を図るため以下の支援等を行っています。</p> <p>○重度障がい児者日中支援事業 生活介護事業所等で、重度障がい児者の支援のため1:1相当の支援員を配置をする際の人件費を支援 (R4補助実績)東部:4市町村、中部:5市町村、西部:6市町村</p> <p>○要医ケア障がい者支援特化型生活介護事業所運営支援事業 生活介護事業所で超重度障がい者の支援のため、看護職員を配置し医療的ケアを行う場合、運営費を支援 (R4補助実績)西部:2市町村</p> <p>○夜間生活支援員配置事業 グループホームで、重度障がい児者の支援のため1:1相当の夜間生活支援員配置をする際の人件費を支援 (R4補助実績)東部:1市町村、西部:1市町村</p> <p>○強度行動障がい者入居等支援事業 グループホーム等で、強度行動障がい者の支援のため1:1相当の支援員を配置する際の人件費を支援 (R4補助実績)東部:1市町村、西部:4市町村</p> <p>○強度行動障がい者サービス体験利用等促進事業 強度行動障がい者が障害福祉サービス利用前に体験利用をする際に要する経費を支援 (R4補助実績):3事業所(東部2、西部1)</p> <p>○在宅重度障がい児者等支援体制強化事業 在宅の強度行動障がい者等を支援する居宅介護等の訪問支援を行う事業所を支援 (R4補助実績):4事業所(中部1、西部3)</p> <p>○重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業 県内の医療機関が実施する医療型ショートステイの確保を図るとともに受入費用を支援 (R4補助実績):4医療機関(東部0、中部2、西部2) (R4補助実績):6ヘルパー事業所(東部0、中部4、西部2) ※鳥取県医療的ケア児等支援センターが利用希望者と医療機関のマッチングを実施</p>

No	分野	1. 生活支援__(2)在宅サービス等の充実
2		<p>(項目番号 15)</p> <p>医療的ケア児者が利用できる医療型ショートステイ先が不足している。また中部にはこうした施設がない。</p>

担当課	回答
子ども発達支援課	<p>医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内全域の医療機関が実施する医療型ショートステイの確保を図るとともに、通常の障害福祉サービスの報酬に加え、県が独自に受入費用を助成する等、当該医療機関における支援の充実を図るとともに、鳥取県医療的ケア児等支援センターにおいても、利用希望者と医療機関とのマッチングを行っていきます。</p> <p>医療型短期入所実施機関:7医療機関(東部2、中部3、西部2) ※受け入れ実績の有無に関わらず、医療型短期入所を実施している医療機関を計上しています。</p>

分野 No	1. 生活支援__(2)在宅サービス等の充実
3	(項目番号 15) 放課後等デイサービスは午後6時まで利用できるが、卒業後、生活介護を利用する場合は午後4時までの利用となる。児から者になった際、この利用できない2時間はどうするのか。

担当課	回答
障がい福祉課	午後6時まで延長支援を行っている生活介護事業所があればこれをご利用いただくことも一案と考えますが、そうした事業所がない場合、生活介護サービス利用後に、別の訪問系サービス等を組み合わせてご利用いただくことで、継続したサービス提供を受けることが可能かと考えられます。

分野 No	1. 生活支援__(2)在宅サービス等の充実
4	(項目番号 15) 医療的ケアが必要な方が緊急の場合の対応や、夕方、夜間の支援が不足している。

担当課	回答
子ども発達支援課 障がい福祉課	本県では、医療的ケアを必要とする方の支援ができる人材の育成のため、研修の実施や補助制度を創設しています。これらを活用して医療的ケアに対応できる訪問看護師を確保する等、在宅サービスの充実に向けて継続して取り組めます。

分野 No	1. 生活支援__(2)在宅サービス等の充実
5	(項目番号 15) ヘルパー事業所が、利用者支援のために移動する際に要するガソリン代の支援ができないか。

担当課	回答
障がい福祉課	利用者宅へのガソリン代については基本報酬から賄われるものですが、近年の燃料代の高騰により事業所の経済的負担が大きくなっていることから、本県では、ヘルパー事業所等へ燃料代を含む物価高騰に対する応援金を支給しています。

分野 No	1. 生活支援__(2)在宅サービス等の充実
6	(項目番号 15) 医療的ケア拠点(東部、中部、西部)の相談件数は。

担当課	回答
子ども発達支援課	総合窓口(西部):110件 東部相談窓口:125件 中部相談窓口:40件

障害者施策推進協議会委員名	檜山 智秋 委員
---------------	----------

(特非)みんなの家 相談支援専門員

No	分野	1. 生活支援_(2)在宅サービス等の充実
7	(項目番号 15)	医療的ケアを要する障がい児者の在宅生活を支援するために利用できる、短期入所施設、デイサービスは増えつつあるが、西部が中心のように感じる。東部にも「こすもす」があるが、ベッド数も限られており、また短期入所施設はない。今後、「こすもす」が短期入所施設として利用できるようにならないか。

担当課	回答
子ども発達支援課	ナーシングデイこすもすについては、生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援等様々な事業を行っており、また、「医療的ケア児等支援センター 東部相談窓口」も兼ねています。 現在のところ、1日の最大定員は最大12名で設定されており、手狭感は否めないところですが、周囲の空き地等もほとんどなく、現状では事業の拡大は難しいのではないかと考えられます。

No	分野	1. 生活支援_(2)在宅サービス等の充実
8	(項目番号 15)	強度行動障がいのある児者を地域で支えることは容易ではなく、保護者のレスパイトとしての短期入所施設も不足している。先日は皆成学園から人手不足を理由に入所を断られたが、人員を増員して受け入れができるようにならないか。

担当課	回答
子ども発達支援課	皆成学園は、職員不足により、現在は定員まで受け入れることができていません。今後可能な限り地域の要請にこたえられるよう人員体制の拡充を目指していきます。 なお、障がい者施設においても、障がい児の短期入所の受け入れが可能になっており、受け入れ先の選択肢を増やしていきます。

障害者施策推進協議会委員名	諸家 紀子 委員
---------------	----------

(公社)鳥取県視覚障害者協会 理事

No	分野	1. 生活支援__(3)障がい児支援の充実
10		(項目番号 25) 難聴児の定義は何か。 難聴児支援のための施策については、引き続き、新生児聴覚検査においてリファアとなった乳幼児への支援体制が医療モデルに偏らない体制を構築できるよう、定期的に関係機関との協議の場を設置していただくようお願いしたい。

担当課	回答
子ども発達支援課	厚生労働省が示す基本方針において、「難聴児」は、聴覚障害児を含め、聞こえにくい子ども・聞こえない子どもを指すとされています。難聴児の早期発見、早期支援及び切れ目のない支援体制を目指し、令和4年度より、保健、医療、教育、福祉のすべての分野の関係者で構成した、聞こえない・聞こえにくい子どもの支援協議会を設置しています。支援体制を強化していくため、今後も継続して協議の場を設けていきます。

No	分野	3. 安心・安全__(1)防災対策の推進・感染症等への備え
11		(項目番号 94) 昨年5月に施行した、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、聞こえる人と同様に、いつでもどこでもだれでも情報取得ができる情報伝達のあり方を具体的に取り組んでいるか。計画項目としての情報伝達の在り方については、どのような取組がされたのか。

担当課	回答
危機管理政策課 障がい福祉課	災害時の住民への避難情報等の伝達については、「あんしんトリピーメール」や「あんしんトリピーなび」によりメール等の文字情報として配信しており、機器等で対応することで読み上げできます。また、令和3年度から、自然災害に係る重要度の高い会議について手話通訳を添えて映像配信を行っています。 また、市町村が作成する個別避難計画についても、障がい者の特性に応じて、避難時に配慮すべき事項や避難支援実施者による情報伝達の方法を記載することとされており、県では、先進地の取組事例の紹介や財政支援を通じて、個別避難計画の作成を支援しています。 なお、関係団体等とも意見交換を行い、そこで得た意見を踏まえながら、例えば、聞こえない・聞こえにくい方にとって有用な情報伝達手段である電話リレーサービスの利用促進(利用者の利用料が無償になる地域登録を全国で初めて活用)、視覚的な情報を得るのが困難な見えない・見えにくい方の情報取得・伝達を容易にするスマートフォン等ICT機器の購入費助成制度の創設など、情報アクセシビリティ向上に資する取組を実施しています。

No	分野	3. 安心・安全__(3)防犯対策の推進
12		(項目番号 110) 鳥取県警で運用している「メール110番」「ファックス110番」などについて、実施訓練を行うなど検証し、当事者から直接通報ができることの利便性の向上を図っていただきたい。

担当課	回答
県警通信指令課	「メール110番」「ファックス110番」など、各種通報システムの使用方法については、県警ホームページや各種会合等の機会を利用して周知を図っているところですが、今後も障がい者団体等の関係機関と連携し、さらなる周知を図っていきます。

No	分野	7. 教育、文化・芸術活動、スポーツ__(3)スポーツ等の推進
13		2025年に日本でデフリンピックが開催されることとなったが、これについて鳥取県としてどのような施策を考えているか。

担当課	回答
スポーツ課	東京デフリンピックへの出場が期待される選手の遠征費等の支援、また大会運営組織設立など今後の動向を把握しながら、関係団体と連携して大会の機運醸成を図っていきます。 ・「東京デフリンピック」トップアスリート強化支援事業 予算額 6,000千円

令和5年度当初予算及び6月補正予算（案）における主な障がい福祉関係施策

番号	所属名	資料ページ番号
1	障がい福祉課（1～26）	2～7
2	子ども発達支援課（1～7）	8～9
3	スポーツ課（1～8）	10～11
4	特別支援教育課（1～9）	12～13

< 1 障がい福祉課 >

1. 【新規・統合】重度障がい児者支援事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
54,905	46,569	8,336	(単位：千円)
事業の概要			
<p>○重度障がい児者日中支援事業（予算額：34,700千円） 生活介護、短期入所、放課後等デイ事業所において、重度障がい児者の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。</p> <p>○【新規】「鳥取県型（要医ケア障がい者支援特化型）生活介護事業所」運営支援事業（予算額：8,000千円） 生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。</p> <p>○在宅医療的ケア児者支援体制強化事業（予算額：11,460千円） 在宅で生活する医療的ケアを要する重度障がい児者を支援する居宅介護支援等の訪問系サービス支援を行う事業者に対し、事業所運営に要する経費や遠隔地支援等に対する助成を行う。</p> <p>○たん吸引研修等受講奨励金交付事業（予算額：745千円） たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。</p>			

2. 障がい児・者地域生活体験事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
1,519	1,519	0	(単位：千円)
事業の概要			
<p>障がい児・者の地域生活移行のために一戸建て住宅等(生活体験ホーム)を利用し、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営経費を補助する市町村に対して助成する。</p> <p>市町村が設置・運営する地域生活支援拠点に求められる機能のうち「体験の機会・場の提供」の取組としても活用が広がるよう進める。</p>			

3. 親亡き後の安心サポート体制構築事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
3,511	3,511	0	(単位：千円)
事業の概要			
<p>主として知的障がい(児)者の「親亡き後」の不安や悩みを取り除くツールとして作成した、「安心サポートファイル」の着実な普及と活用を図るため、普及員の設置及び養成や普及員や関係機関等との連絡調整を進めるコーディネーターを配置する。</p>			

4. 地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
42,316	36,962	5,354	(単位：千円)
事業の概要			
<p>障害福祉サービスを提供する者等に対する人材の育成、サービス等の質の向上を目的としたサービス管理責任者養成研修、相談支援従事者研修等の各種研修を実施するとともに、新たな障がい福祉人材を確保する観点から、返済免除付きの就職準備資金貸付事業を実施する。</p>			

5. 【新規・統合】強度行動障がい者支援体制総合強化事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
23,800	30,786	△6,986	(単位：千円)
事業の概要			
<p>強度行動障がい者の受入先の確保・充実のため、施設整備や環境調整のための改良を行う場合の経費の助成を行うとともに、強度行動障がい者が、障害福祉サービス事業所の体験利用を行う場合や、訪問系サービスの提供をける場合の事業者負担の軽減を図る。</p> <p>○強度行動障がい者利用施設基盤整備事業（予算額：4,500千円） 強度行動障がい児者を受け入れるために必要な居室の整備（突起物の除去や壁、窓の構造強化等）や備品購入に必要な経費の助成を行う。</p> <p>○鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業（予算額：6,582千円） 強度行動障がい者が施設入所支援、共同生活援助、短期入所、生活介護の障害福祉サービスを利用する場合に、支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の支援員が配置できるよう人件費の助成を行う。</p> <p>○強度行動障がい者体験利用等促進事業（予算額：1,000千円） 強度行動障がい児者が障害福祉サービスの体験利用を行う場合に、その環境適応のために必要な経費の助成を行う。</p> <p>○在宅強度行動障がい者支援体制強化事業（予算額：8,184千円） 在宅で生活する強度行動障がい児者を支援する居宅介護支援等の訪問系サービス支援を行う事業者に対し、事業所運営に要する経費や遠隔地支援等に対する助成を行う。</p> <p>○在宅強度行動障がい者に対する在宅支援の効果検証事業（予算額：3,534千円） 令和2年度から3か年にわたり実施してきた、強度行動障がい者の在宅生活の環境を整えることで、行動障がいの緩和を図り、その後の支援につなげる施策の有効性を検証したモデル事業のアフターフォローと今後の展開の検討等を行う。</p>			

6. 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
3,000	3,000	0	(単位：千円)
事業の概要			
<p>サービス利用に係るコーディネート機能を強化するため、相談支援専門員を新規又は追加で配置をする場合、その人件費の一部を助成する。</p>			

7. 【新規】障害福祉サービス等利活用促進事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
1,000	0	1,000	(単位：千円)
事業の概要			
<p>情報冊子を作成するなど、広く障がい者等に障がい福祉制度や事業所の情報等が行き届くよう情報発信事業を実施する市町村に対し、必要となる経費の一部を助成する。</p>			

8. 農福連携推進事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
20,063	19,564	499	(単位：千円)
事業の概要			
<p>農業分野等での障がい者の就労促進、工賃向上等を図るため、農業者等と就労系障害福祉サービス事業所との農作業等のマッチング、農作業等の受託促進や自主農業の生産性向上・事業拡大等への支援、また、地域と連携した6次産業化の仕組み作りや事業化に向けた支援、マルシェ開催による販売機会の提供等を行う。更に令和5年度からは、農業分野に新規参入する事業所を支援するメニューを追加する。</p>			

9. 鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引
4,741	4,689	52
(単位：千円)		
事業の概要 就労系障害福祉サービス事業所の安定した運営等を支援するための無利子融資制度、事業所又は企業が事業所と協働して行う新商品（製品・サービス）開発に要する経費への支援を通じて、障がい者の工賃向上等を図る。		

10. 障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引
32,926	30,917	2,009
(単位：千円)		
事業の概要 鳥取県障害者就労事業振興センターに委託し、鳥取県工賃3倍計画に定める目標工賃の達成に向け、就労系障害福祉サービス事業所に対し、各事業所の特性に応じた支援や共同受注窓口による受発注の促進の取組を実施する他、特に事業所の人材育成に力点を置き、職位や支援経験年数に応じたプログラムによる研修を行い、就労支援力の向上等を図る。 今年度中が第3期の最終年度となっている工賃3倍計画について、今年度中に新たな工賃向上プランとして策定するため検討委員会を開催する。		

11. 手話言語条例制定10周年・第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園記念事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引
31,977	25,130	6,847
(単位：千円)		
事業の概要 令和5年度に第10回目を迎える全国高校生手話パフォーマンス甲子園について、全国に先駆けて鳥取県が制定した手話言語条例が制定10周年を迎えることを併せて記念し、「鳥取県手話言語条例制定10周年記念第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」として開催する。手話言語への理解と普及促進、共生社会の実現等を図るため「多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらう」ことを目的とした本大会を「手話の聖地」鳥取県で開催し、今後の手話言語の更なる認知度及び普及率の向上につなげる。		

12. 障がい者情報アクセスモデル県推進事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引
21,214	21,211	3
(単位：千円)		
事業の概要 障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器整備、同行援護従事者の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、電話リレーサービスの利用促進等を図る。		

13. 手話でコミュニケーション事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引
99,814	96,007	3,807
(単位：千円)		
事業の概要 平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話講座、手話啓発イベント等を開催し、手話を普及するとともに、手話通訳者の養成・設置・派遣、遠隔手話サービスの実施等により手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。		

14. 聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
24,468	26,315	1,847	(単位：千円)
事業の概要			
県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、要約筆記者の養成・設置・派遣、字幕入り映像作品の貸し出し等、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。			

15. 失語症者向け意思疎通支援事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
16,406	16,402	4	(単位：千円)
事業の概要			
失語症者向け意思疎通支援者を養成し、支援を必要とする失語症者のもとに意思疎通支援者を派遣する。			

16. ロービジョンケア推進事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
5,709	4,914	795	(単位：千円)
事業の概要			
ロービジョン者が、保有する視機能を最大限に活かし、安心した日常生活・社会生活を送ることができるよう、ロービジョン相談窓口を設置し、相談対応、当事者等が集えるサロンの開催を行うほか、眼科医向けのロービジョン講習会等を開催する。			

17. 視覚障がい者情報支援事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
67,289	67,865	△576	(単位：千円)
事業の概要			
鳥取県ライトハウス点字図書館の運営を継続して支援するとともに、視覚障がい者に対する相談支援の拠点である「視覚障がい者支援センター」において相談対応を行うほか、障がいの特性に応じて円滑に情報を取得し、利用できるよう支援する。			

18. 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

R 5 予算	R 4 予算額	差引	
1,957	2,816	△859	(単位：千円)
事業の概要			
精神科医療機関に入院中で、地域の社会資源等の受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行・地域定着を促進するための取組を行い、本県における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進を図る。			

19. アルコール健康障害・依存症対策事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
21,562	20,545	1,017	(単位：千円)
事業の概要			
アルコール健康障害、薬物・ギャンブル等依存症（以下「依存症」という。）に関して一体的に普及啓発、相談対応、専門的治療等を行う依存症支援拠点機関を設置するほか、普及啓発相談員（依存症から回復した当事者やその家族等より任命）の設置・派遣、専門的な医療を提供する医療機関（専門医療機関）の充実に向けた医療従事者の養成を行うなど、依存症に関する対策を計画的に推進する。			

(6月補正案件) (※現在6月議会上程中)

20. 【新規】医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業

補正前	補正	計	
0	9,500	9,500	(単位：千円)
事業の概要 常時医療的ケアを必要とする重度障がい者の地域生活を支えるため、指定基準上必要な人員に加え、常時看護職員を1名以上配置し、医療的ケアを必要とする重度障がい者に支援を提供するグループホームに対し、運営費の一部を助成する。			

21. 【新規】とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業

補正前	補正	計	
0	8,960	8,960	(単位：千円)
事業の概要 県内の強度行動障がい児者とその家族が安心、安定した生活を送ることができるよう、市町村と連携した支援体制を構築し、現在障害福祉サービスの安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者を主な対象として、支援ノウハウを持つ指導者のバックアップの下、支援事業者が課題行動の軽減のための環境調整や、よりよい支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく。また、支援者の養成強化や最新の状況把握のための調査を実施する。(在宅強度行動障がい児者支援体制構築事業、強度行動障がい支援者養成加速化事業、強度行動障がい児者生活実態調査事業)			

22. 【新規】新たな工賃向上プラン検討強化事業

補正前	補正	計	
0	977	977	(単位：千円)
事業の概要 今年度中が第3期の最終年度となっている工賃3倍計画について、今年度中に新たな工賃向上プランとして策定するため、全国の工賃向上の先進事例の視察や、専門家招致等を行うことで、より実践的かつ効果的なプランとなるよう取り組む。			

23. 【新規】地域共生社会を実現するためのあいサポート運動強化事業

補正前	補正	計	
0	12,779	12,779	(単位：千円)
事業の概要 あいサポート運動15周年(令和6年)、合理的配慮の提供の民間事業者への義務化を踏まえ、あいサポート運動の更なる強化、発展につながる取組を進めることで、地域共生社会の実現を目指していく。(あいサポート大使の就任イベント、あいサポート・シンポジウムの開催、あいサポーター研修教材の刷新)			

24. 【拡充】障がい者情報アクセスモデル県推進事業

補正前	補正	計	
21,214	7,700	28,914	(単位：千円)
事業の概要 情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るためのコード化点字ブロックの試験導入、マルチメディアデイズー図書の普及・危機の整備の他、電話リレーサービスの加入促進のための機器導入支援等を行う。			

25. 【新規】手話言語条例発祥の地 とっとり手話フェス開催事業

補正前	補正	計	
0	33,638	33,638	(単位：千円)
事業の概要 手話言語条例制定10周年と全国高校生手話パフォーマンス甲子園第10回大会を記念し、これまで手話言語に触れる機会がなかった方も含め、より多くの方に手話言語を感じてもらい、その理解・普及推進を図るとともに、デフリンピック東京大会の成功に向けた機運醸成のため、体験型のイベントも含め、複数の手話言語エンターテインメントイベントを手話言語の国際デー(9/23)の前後で集中的に実施する。(鳥取県手話言語条例制定10周年記念式典、手話言語チャリティーライブ、音のない世界の体験会、きこえない人・きこえる人が楽しめるアート体験会、デフムービーシアター)			

26. 【新規】精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携推進事業

補正前	補正	計	
0	24,132	24,132	(単位：千円)
事業の概要 令和2年度から令和4年度まで西部圏域で取り組んできた「多職種・多機関による地域連携体制整備事業」(モデル事業)において得られた成果やノウハウを他圏域へも展開し、全県的に、精神障がい者の地域移行支援体制整備を推進していくための取組を行う。(医療連携体制整備等委託事業、住宅確保支援等委託事業)			

< 2 子ども発達支援課 >

1. 医療的ケア児等総合支援事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
39,791	42,810	△3,019	(単位：千円)
事業の概要			
医療的ケア児等とその家族に係る多様な課題解消に向け、令和3年9月18日に施行された医療的ケア児支援法に基づく「医療的ケア児支援センター」の運営及び医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行い、地域で安心して生活できる環境を整える。			

2. きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
21,501	21,501	0	(単位：千円)
事業の概要			
きこえない・きこえにくい子どもの早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結びつける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行う。			

3. 【拡充】障がい児者在宅生活支援事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
10,722	10,555	167	(単位：千円)
事業の概要			
障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助し、障がい児者の在宅生活を支援する。また、医療的ケア児等の総合的な支援が適切に行える人材の養成のための研修会を実施する。			
(拡充)			
○要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業			
・2時間を超える看護師派遣に対する加算を創設			
○身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業			
・補助対象年齢及び機器の拡大			

4. 子どもの心の診療ネットワーク整備事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
10,895	10,744	151	(単位：千円)
事業の概要			
発達障がいや不登校等の子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を拠点病院と位置付け、医療、保健、福祉、教育等のネットワークの充実、子どもの心の問題に対応できる医師や支援者の養成及び県民への理解啓発を行う。			

5. 【拡充】発達障がい者支援体制整備事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
5,359	4,634	725	(単位：千円)
事業の概要			
<p>県全体の発達障がいに係る支援施策について検討するため、発達障がい支援地域協議会を開催する。また、ペアレントメーターによる家族支援やペアレントトレーニング講習会等により支援体制の整備を図る。発達障がい者地域支援マネージャーを『エール』発達障がい者支援センターに配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実を図る。</p> <p>(拡充)</p> <p>エールに寄せられる相談のうち、大人の発達障がいに関する相談が増加しているため、大人の発達障がいに対応する地域支援マネージャーを1名追加配置した。</p>			

6. 医療型ショートステイ総合支援事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
25,392	25,439	△47	(単位：千円)
事業の概要			
<p>医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る看護職員人件費、ヘルパー派遣経費等を補助する。また、総合療育センターのショートステイ利用集中化の緩和のため、訪問看護サービス利用によるレスパイト等に係る経費を補助する。</p>			

(6月補正案件) (※現在6月議会に上程中)

7. 【新規】医療的ケア児等の送迎支援事業

補正前	補正	差引	
0	18,466	18,466	(単位：千円)
事業の概要			
<p>医療的ケア児等の移動に係る保護者の経済的負担の軽減や地域の移動環境を整備するため、タクシー利用料及び看護師が付き添う場合の経費、タクシー会社が福祉車両を購入する場合の経費に対して助成を行い、医療的ケア児等及びその家族の地域生活を支援する。</p>			

< 3 スポーツ課 >

1. 生涯スポーツ推進事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
29,652	29,557	95	(単位：千円)
事業の概要			
<p>県民のスポーツに対する意欲・関心を高め、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現と健康・体力の保持増進を図るため、鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭、日韓スポーツ交流などの事業を実施する。また、スポーツ推進委員の資質向上と活動の活性化、総合型地域スポーツクラブの育成と活動の充実、子どもや障がいのある方が地域で日常的にスポーツ活動を行える環境づくりなどを通じて、生涯スポーツを推進する。</p>			

2. 大規模スポーツ大会開催等による鳥取の魅力発信事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
31,830	29,461	2,369	(単位：千円)
事業の概要			
<p>鳥取県において生まれ育った全国的なスポーツ大会及びチームを支援するため、その運営経費の一部について支援する。</p>			

3. 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
176,894	185,329	△8,435	(単位：千円)
事業の概要			
<p>鹿児島県で行われる特別国民体育大会及び特別全国障害者スポーツ大会、冬季国民体育大会への鳥取県選手団の派遣を、鳥取県スポーツ協会及び鳥取県障がい者スポーツ協会に委託して行う。また、国民体育大会及び国際大会における本県または本県出身の優秀成績者等へ表彰を行う。また、島根県との協力開催となる2巡目国体（国民スポーツ大会）に向けて、島根県、県内市町村等との調整を前に進めるとともに、準備検討会議において長期的課題や事前に検討すべき課題等の方向性について議論・共有する。</p>			

4. スポーツ推進基盤運営費

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
537,758	487,285	50,473	(単位：千円)
事業の概要			
<p>県のスポーツの振興を図る上で基盤となる県立社会体育施設等の円滑な運営を図るとともに、本県の主要なスポーツの普及・振興団体に対し、その活動運営費を支援する。</p> <p>また、県スポーツ審議会の開催等により本県のスポーツの推進に関する重要事項を調査・審議する。</p>			

5. 鳥取型障がい者スポーツ推進事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
28,348	28,679	△33146	(単位：千円)
事業の概要			
<p>鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア及び中部・西部サテライトセンターによる障がい者スポーツ支援体制を活かしてスポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材（ガイド人材）の育成を推進し、全県各地でスポーツに親しめる環境づくりを推進する。</p>			

6. 競技力向上対策事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引
280,398	252,736	27,662

(単位：千円)

事業の概要	本県及び本県出身の競技者が、全国や世界の舞台で活躍することにより、県民に夢や元気を与えることができるよう、競技力向上に関する各種取組を行う。
-------	--

7. いざ世界の大舞台へ！トップアスリート強化支援事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引
47,208	35,208	12,000

(単位：千円)

事業の概要	2024年に開催される「パリオリンピック・パラリンピック」への出場が期待される選手の強化費を支援する。(遠征費、物品購入費等)
-------	---

8. 「東京デフリンピック」トップアスリート強化支援事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引
60080	3,600	2,400

(単位：千円)

事業の概要	2025年に開催される「東京デフリンピック大会」への出場が期待される選手の強化費を支援する。(遠征費、物品購入費等)
-------	--

< 4 特別支援教育課 >

1. 特別支援教育専門性向上事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
7,221	8,227	△1,006	(単位：千円)
事業の概要			
<p>小・中・高等学校等において、発達障がいのある児童生徒に一貫した支援を行うため、早期からの指導・支援の充実、より一層の体制整備充実を図る。また、特別支援学校教職員の専門性・授業力を向上させ、一人ひとりの障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、長期研修や環境整備を実施する。</p>			

2. 切れ目ない支援体制充実事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
4,001	4,066	△65	(単位：千円)
事業の概要			
<p>インクルーシブ教育システム(※)の構築に向けて体制整備の充実を図るため、県立特別支援学校に外部専門家を配置するなどして特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、市町村における切れ目ない支援体制の充実を図るための研修会を開催する。</p> <p>また、就学前から学校卒業後までの切れ目ない支援体制構築を目指して、教育と福祉が連携して各圏域ごとに福祉セミナーを開催する。</p> <p>更に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。</p> <p style="text-align: right;">※インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み</p>			

3. 特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
3,176	3,176	0	(単位：千円)
事業の概要			
<p>特別支援学校生徒の企業等への就労を促進するため、以下の取組を行う。</p> <p>(1)県版特別支援学校技能検定 特別支援学校に在籍する生徒が身に付けた知識、技能、態度等を、一定の基準により評価し、認定する「鳥取県特別支援学校技能検定」を実施する。検定の内容と評価基準については関係企業や関係協会と協議して設定し、企業の就労ニーズと生徒の学習を結びつけ、「働く力」「働く意欲」等のキャリア発達の向上を図ると共に雇用促進につなげる。</p> <p>(2)就労促進セミナー事業 本人、障がい者雇用・就労に関わる事業所、卒業生、支援者など、それぞれの立場から障がい者の就労促進についての現状や思いを協議することや特別支援学校の生徒の働く力や意欲を企業・事業所等に発信することをとおして、障がいへの理解・啓発や地域や企業等の意識の変容を促し、雇用先・実習先の拡大を図る。</p> <p>(3)職業教育スキルアップ事業 就労支援に係わる知識や技能を学び、特別支援学校生徒の就労支援に活用するために、県外で行われているジョブコーチ研修へ教員1名を派遣する。</p> <p>(4)就労定着支援員事業 就労支援定着支援員を配置(国補助1/3)し、就労・実習先及び職場定着の充実を図る。</p>			

4. 県立特別支援学校通学支援事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
248,852	234,802	14,050	(単位：千円)
事業の概要			
<p>県立特別支援学校に通学する児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行する。また、県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保、社会的自立及び保護者の負担軽減を図るため、通学支援員の外部委託や、市町村等が行う通学支援に対し交付金を交付するなどにより、通学を支援する。</p>			

5. 特別支援学校におけるICT教育充実事業（病気療養児の遠隔教育支援事業を統合）

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
6,844	5,770	1,074	(単位：千円)
事業の概要			
<p>ICTを活用した教育を推進することにより、障がいのある子どもたちの学びの意欲を引き出すとともに、一人一人の能力を最大限に発揮できる指導・支援を展開し、将来の自立と社会参加に向けて情報通信技術を効果的に活用する力を育てる。</p> <p>同時双方向通信が可能なICT機器やロボットを活用した病気療養児の遠隔教育を推進することで、児童生徒の学習機会を保障するとともに、学習の充実、人間関係を含めた円滑な学校復帰を進める。</p>			

6. 手話で学ぶ教育環境整備事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
5,473	5,886	△413	(単位：千円)
事業の概要			
<p>ろう者とろう者以外が互いに理解し合う共生社会を目指し、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう、教育面における手話に関する環境整備の充実を図る。</p>			

7. 共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
2,743	2,743	0	(単位：千円)
事業の概要			
<p>特別支援学校における文化芸術活動や運動スポーツ活動を推進することで、幼児児童生徒の個性や能力を最大限に伸ばし社会参加を促進するとともに、生涯にわたって文化芸術や運動スポーツに親しもうとする意欲や態度の育成を図る。</p>			

8. 県立特別支援学校早朝子ども教室

R 5 予算額	R 4 予算額	差引	
3,120	2,344	776	(単位：千円)
事業の概要			
<p>県立特別支援学校において、地域住民や保護者OB等からなる学校支援ボランティアとともに、学校受入時刻（9時前）までの早朝時間帯の子どもたちの居場所となる早朝子ども教室を実施し、児童生徒の活動支援や見守りを行う。</p>			

（6月補正分）（※現在6月議会に上程中）

9. 鳥取県特別支援教育推進計画スタートアップ事業

補正前	補正	差引	
0	5,986	5,986	(単位：千円)
事業の概要			
<p>令和4年度に策定した「鳥取県特別支援教育推進計画」に基づき、特別支援教育を取り巻く状況の変化や新たな課題に適切に対応するため、全県的、中長期的な視点に立ち、計画的に特別支援教育を推進する。</p>			

